

# 障害者差別解消法が 施行されます



障害者差別解消法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）が4月1日から施行されます。

## 障害者差別解消法とは

全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を目指すものです。障害を理由とする差別を解消していく責務は、皆さん一人ひとりにあります。障害のある人にとってもない人にとっても共に暮らしやすいまちをつくりましょう。

## 対象となる障害のある人とは

身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）、そのほか心身の機能の障害（難病）に起因する障害を含む）がある人で、

## 心身に障害のある方へ タクシー、リフトタクシー、ガソリン 共通助成券を交付

市は、心身に障害のある方を対象に、タクシー、リフトタクシー、ガソリンにかかる費用の一部を助成しています。平成28年度分（4月～平成29年3月分）の助成券を、次のように交付します。

●対象 身体障害者手帳1級・2級・3級の方（3級は下肢・体幹・内部障害のみ）と愛の手帳1度・2度の方。ただし、次に該当する方は除きます▷世帯の平成27年度市民税所得割額の一番高い方の額が一定以上である▷介護保険施設または障害者（児）入所施設などに入所している▷病院などに入院している

●交付日時・場所 表1の通り

●助成額 表2の通り

●交付に必要なもの 身体障害者手帳か愛の手帳、印鑑。平成27年1月2日以降に転入した方は、前住所地での平成27年度の住民税所得割額が分かる書類も（平成26年1月～12月の収入などを基準とします）

支給は、申請月から対象となります。また、身体状況で来所することが困難な方は、郵送でも受け付けます。くわしくはお問い合わせください。

日	場所
4月1日(金) 4日(月)～7日(木)	市役所101会議室
4月3日(日)(臨時休日窓口)	障害福祉課 (市役所1階1番窓口)
4月8日(金)以降 (土曜・日曜日、祝日を除く)	
時間はいずれも午前8時30分～午後5時	

	世帯の平成27年度 市民税所得割額の 一番高い方の額	助成額 (1か月当たり)
身体障害者手帳 1級・2級の方 愛の手帳 1度・2度の方	100,600円以下	3,500円
	100,700円～ 268,200円	2,000円
身体障害者手帳 3級(下肢・体幹・ 内部障害)の方	268,300円以上	対象外
	36,100円以下	3,500円
	36,200円以上	対象外

問 障害福祉課・内線1520 Fax (529) 8676 e shougai fu  
kushi@city.tachikawa.lg.jp

## 1つの法律のポイント

障害を理由とした次の2つの差別が禁止されます。

●不当な差別的取扱い 障害を理由として、正当な理由なく、サービスの提供を拒否したり、制限したり、条件を付けたりしてはいけません(図1参照)。

●合理的な配慮の不提供(民間事業者は努力義務) 障害のある人から、何らかの配慮(筆談や読み上げ等)の求めがあったときには、配慮を行います(図2参照)。配慮を行わないことで、障害のある人の権利や利益が侵害された場合も差別に当たります。

図1 不当な差別的取扱い(例)

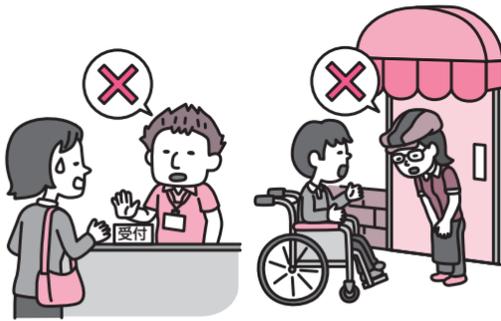


図2 合理的な配慮(例)



問 障害福祉課・内線1516 Fax (529) 8676 e shougai fu  
kushi@city.tachikawa.lg.jp

## 国民年金(学生納付特例) の手続きをお忘れなく

学生納付特例制度は、大学・専修学校などの学生で、本人の所得が一定基準以下の場合、納付義務が猶予される制度です。過去の申請が済んでいない方は申請時点の2年1か月前まで手続きができます。

また、平成28年度分については、4月に学生納付特例申請書(はがき様式)が届いた方はその書類を返送してください。届かない方は4月以降に保険年金課(市役所1階5番窓口)で手続きが必要です。学生証、年金手帳印鑑をご持参ください。

問 保険年金課国民年金係・内線1394

## 国民健康保険の加入・脱退

勤務先や家族の健康保険に加入するなど、新たに立川市の国民健康保険(以下、国保)以外の保険に加入した場合は、脱退の

手続きが必要です。会社等で手続きを代行することはありませんが、退職した場合など、加入している健康保険がなくなったときは、国保に加入するための手続きが必要です。

●手続き 以下のものを持って保険年金課(市役所1階6番窓口)、窓口サービスセンター(女性総合センター1階)で▼国保を脱退する場合II国保の保険証、新しく加入した健康保険の保険証(全員分。コピー可)、印鑑▼

問 保険年金課医療給付係・内線1402

## 防衛省の交付金をまちづくりに有効活用しています

市は、防衛省の交付金を活用し、公共用の施設整備や、住民の生活の利便性を高める事業を実施しています。平成27年度に実施した事業は次の通りです。

●特定防衛施設周辺整備調整交付金事業 中砂保育園大規模改修事業

●再編交付金事業 ▼旧多摩川小学校改修工事基金 ▼自動体外式除細動機器(AED)設置事業 ▼立川駅南口立体自転車駐車場改修工事

事業の内容については、市ホームページをご覧ください。

問 企画政策課・内線2691

## 公開する会議日程

●教育委員会定例会 直接会場  
へ時・場 4月14日(木)午前9時

高齢者向け年金生活者等支援臨時福祉給付金の対象となる方には4月21日(木)に申請書を発送予定です。くわしくは、4月10日号でお知らせします(福祉総務課)

からII市役所101会議室▼4月28日(木)午後3時からII市役所208・209会議室(定各20人(先着順)問 教育総務課庶務係・内線2465

●図書館協議会 時 4月15日(金)午後2時から場 中央図書館4階会議室(定5人(申込順)申中央図書館(528)6800へ



下さんの音楽に強い影響を受けられたお話など、ファーレ立川アートに連なるお二人のご縁について大変興味深いエピソードが語られました。

## ファーレ立川アート 修復お披露目イベント

3月5日に2年間の修復再生事業の区切りとして、協賛団体への感謝状贈呈式とトークイベントが行われました。

トークイベントには、市長、たちかわ交流大使・山下洋輔さん、ファーレ立川アートディレクター・北川フラムさんが出演し、北川さんが青春時代に山

## 今月の納期 3月31日(木)

▷国民健康保険料第9期分▷後期高齢者医療保険料第9期分

納付書裏面に記載の場所で納付してください問 国民健康保険料=保険年金課賦課係・内線1416、後期高齢者医療保険料=保険年金課賦課係・内線1406